

仕 様 書

1. 業務名

仙台市西部地区を中心としたアドベンチャーツーリズム推進事業

2. 委託期間

契約締結日から令和8年1月30日（金）まで

3. 委託業務の目的

本事業は仙台市西部地区を中心とした仙台市内外に潜在する豊かな自然を楽しむアクティビティ、歴史文化、食など、多様な地域資源と、その背景にある歴史文化や地域の暮らしなどを組合せたアドベンチャーツーリズムのモデルコースの造成及び、その魅力を来訪者に伝えるアドベンチャーツーリズムガイドの育成を行うことで、アクティブな体験や自然・歴史文化との触れ合いを求めるアドベンチャーツーリズムに関心のある国内外の新たな観光客層の誘致と地域経済の活性化、それによる持続可能な観光地域形成を目的とする。

(※)アドベンチャーツーリズム（アクティビティ体験、自然体験、文化体験の3つの要素のうち、2つ以上の要素で構成される旅行のこと。)

4. 業務内容

(1) モデルコースの造成

- ・仙台市西部地区を中心とした仙台市内外におけるアドベンチャーツーリズムの要素を含めたモデルコース造成に向け、必要な調査（現地調査、文化・歴史調査 等）を行い、モデルコースを10本策定すること。
- ・策定するモデルコースは地域資源の背景にあるストーリー性・想定されるターゲットを明確に打ち出すこと。
- ・モデルコース策定にあたり、必要な関係機関との調整や許可申請等は受注者にて行うこと。
- ・策定したモデルコースは今後の販路開拓を見据え、紹介シートやタリフ等の作成を行うこと。

(2) ルートガイドブック制作（英語・中国語）

- ・(1)で策定したモデルコース等について、モデルコースや各コースの魅力を伝えるルートガイドブックを英語、中国語（繁体字）で各5000部作成すること。
- ・全ページのデザインを統一し、インバウンドにとって分かりやすく、魅力的なデザインとすること。翻訳においては必ずネイティブチェックを行うこと。

・規格・部数 等

- ①仕上げ：中綴じ冊子印刷・両面刷り
- ②頁数：30 ページ程度 ※提案によっては頁数に限らないものとする。
- ③印刷：フルカラー印刷
- ④紙質：任意 ※旅行における携帯に適した用紙を用いること
- ⑤ガイドブック（英語）5000 部
- ⑥ガイドブック（繁体字）5000 部
- ⑦PDF データ 1 部
- ⑧編集可能な原版データ（ai） 1 部
- ⑨原稿データ（日本語・各言語） 一式（Word ファイル）

（3）アドベンチャーツーリズムガイド育成

- ・アドベンチャーツーリズムのガイドとして、必要なスキル（技術や知識等）を習得させるために必要な研修の企画・関係先との調整を行うこと。本ガイド育成研修を通して、ADVENTURE TRAVEL TRADE ASSOCIATION 制定の「Adventure Travel Guide Standard(ATGS)」に準拠した国際水準のレベルを習得したガイド育成を目指すこと。
- ・上記研修に参加する、ガイド候補生を3名程度提案すること。
- ・（2）で策定するモデルコースでの実地研修（モニターツアー）を行うこと。
- ・次年度以降のガイド育成を見据えたガイド育成計画案を作成すること。

（4）業績報告書の作成

- ・実施した事業の内容について、評価・考察（成果のまとめ、課題、解決策、今後の展開等）を盛り込んだ業務報告書を作成すること。
- ・業務報告書は、ワード・エクセル・パワーポイント形式など、協会が2次利用可能な形式にて作成すること。
- ・業務報告書は日本産業規格A4判（簡易製本、カラー）で8部作成すること。併せて、データ納品も行うこと。

5. 指標

実施内容または支援内容		KPI
		アウトプット
（1）モデルコースの造成		10本
（2）ガイドブックの作成		各5,000部 ※英語・中国語
（3）アドベンチャーツーリズムガイド育成	①ガイド候補生の提案	3名
	②ガイド育成計画案の作成	1式

6. 支払い方法

履行確認後、一括での口座振り込みにより支払いするものとする。

7. 著作権

作成される成果物の著作権等の取り扱いは、次に定めるところによる。

- ・本業務により作成された業務の成果物の所有権、著作権及びその他の権利は、協会に帰属するものとする。ただし、成果物に受託者は又は第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変したものを含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとする。
- ・業務の成果品等に、受託者が従前から補修する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報を含む。）が含まれていた場合には、権利は受託者に留保されるが、協会は、本業務の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。
- ・受託者は、協会に対し、著作者人格権を行使しないものとする。
- ・掲載写真を自社において撮影し活用することは可能であるが、撮影費用は受託者の責任において本業務予算に含めること。
- ・制作にあたり利用する画像等の著作権や人物等の肖像権の権利に関することは、受託者がその手続きを行うこととする。
- ・受託者は、制作物が第三者の著作権等の権利を侵害しないことを保証し、第三者から制作物に関して著作権等侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

8. その他

- (1) 受託者は協会が別途実施するアドベンチャーツーリズムガイド育成事業にガイド候補生を参加させる等、可能な限り協力すること。
- (2) 受託者は協会と綿密に連絡を取ると共に、協会の指示に従わなければならない。
- (3) 受託者は本業務による事務に関して知り得た個人情報の内容や協会から提供のあった情報については、その秘密を保持しなければならない。本事業が完了した後においても同様の取扱いとする。
- (4) 受託者は協会から提供のあった情報を指示した目的以外に使用し、または第三者へ提供してはならない。本事業が完了した後においても同様の取扱いとする。なお、協会が必要に応じて仙台市等団体と成果物を共有することについては妨げないものとする。
- (5) 受託者が実施運営した事業に関して、事故等が発生した場合においても、協会はその責任を一切負わないものとする。
- (6) 受託者は本業務が完了した後、速やかに完了届及び業務完了報告書を協会に提出し履行確認を受けなければならない。また、業務が完了していない状態であっても、協会が途中報告を求めた場合には速やかに応じること。
- (7) 本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、受託者は協会と協議を行うこと。